

茨城県阿見町と東京農業大学との包括連携協定書

茨城県阿見町（以下「甲」という。）と東京農業大学（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が包括的な連携のもと地域産業、環境保全並びに教育・研究の充実の為、産業振興、地域づくり等の分野において相互に協力することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、次の事項について、相互に連携・協力するものとする。

- （1）農業の多面的な発展による産業振興の連携事業
- （2）地域資源を活用した6次産業化と農商工連携による人材育成、並びに新商品開発及び販路拡大のための連携事業
- （3）地域再生・活性化に寄与する人材育成のための連携事業
- （4）都市と地域の交流を推進する連携事業
- （5）その他、両者が協議して必要と認める連携事業

（有効期間）

第3条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から2021年3月31日までとする。ただし、本協定による有効期間満了日の30日前までに、甲又は乙から何らかの申し出が無いときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（疑義の協議）

第4条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲・乙両方の署名捺印の上、各々1通を保有する。

2019年3月18日

甲 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目1番1号

乙 東京都世田谷区桜丘一丁目1番1号

阿見町 町長

千葉 繁



東京農業大学 学長

高野 克己

